

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

- 1 期間 第3四半期（10月～12月）
 2 検査計画概要

| 分類 | 品目数 | 検査頻度 | 総検体数 | 検体採取 市町村数 (予定も含む) |
|--------------------|-----|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品 | | | | |
| 野菜類 | 16 | 原則隔週1回 | 27 | 20 市町 |
| 果実類 | 2 | 原則隔週1回 | 2 | 2 市町 |
| きのこ・山菜類 | 3 | 週2回 | 259 | 32 市町村 |
| 牛肉 | 1 | 原則全頭検査 | 不明（原則全頭 検査で検査頭 数の推定が困 難なため） | 全市町村 |
| 野生鳥獣肉 | 2 | 【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半 期に1検体以上 | 4 | 3 市 |
| | | 【イノシシ肉】 県内の5処理加工施設で 処理される全頭を検査 | 約50 | 4 市町 |
| | 2 | 【イノシシ肉、カモ類】 狩猟期間前（10月初旬 頃）に実施 | 10 | 9 市町 |
| 原乳 | 1 | 原則2ヶ月1回4検体 | 8 | 7 クーラース テーション |
| 穀類 | 2 | 原則週1回 | 11 | 11 市町 |
| 水産物 | 30 | 週30検体 | 360 | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 小計 | 59 | — | 731 以上 | 全市町村 |
| 市場に流通している食品 | | | | |
| 生鮮品又は加工品 | 4 | 週10～14検体 | 130 | |
| 計 | 63 | | 861 以上 | |

| 種類等 | 品目 | 検査の実施 | | | | 備考 |
|----------------------------|---------|-------|-----|-----|----|----|
| | | 10月 | 11月 | 12月 | 点数 | |
| 国民の摂取量及び生産状況を勘案した品目 | | | | | | |
| 野菜類等 | イチゴ | | | 2 | 2 | |
| | エダマメ | 3 | | | 3 | |
| | キャベツ | 1 | | | 1 | |
| | 自然薯 | 1 | | | 1 | |
| | シュンギク | 1 | 1 | | 2 | |
| | ダイコン | 3 | | | 3 | |
| | トマト | 1 | | | 1 | |
| | ナバナ | 1 | 1 | | 2 | |
| | ニンジン | 1 | 1 | | 2 | |
| | ネギ | | 1 | | 1 | |
| | 葉タマネギ | | | 1 | 1 | |
| | ブロッコリー | | | 1 | 1 | |
| | ハウレンソウ | 1 | 1 | | 2 | |
| | ヤマトイモ | 1 | 2 | | 3 | |
| | レタス | | | 1 | 1 | |
| ワサビナ | 1 | | | 1 | | |
| 果実類 | キウイフルーツ | 1 | | | 1 | |
| | ユズ | 1 | | | 1 | |
| 穀類等 | 大豆 | | 10 | | 10 | |
| | そば | | 1 | | 1 | |
| その他 | | | | | 0 | |
| | | 17 | 18 | 5 | 40 | |

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

平成27年9月3日

農林水産部畜産課

1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

（平成27年3月20日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

生産者・食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

（1） 検査頻度：原則、全頭検査とする。

（2） 実施期間：平成27年10月1日～12月31日

（3） 採材場所：牛をと畜する県内食肉センター

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

平成 27 年 9 月 3 日
農 林 水 産 部 畜 産 課

1 目 的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

（平成 27 年 3 月 20 日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

県内の 7 カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、4 CS について 2 ヶ月に 1 回検査を行う。

なお、搬入量、搬入市町村数が多い 2 つの CS については、重点検査 CS として必ず含めるものとする。

4 検査の頻度と実施期間

- （1）検査頻度：検査間隔は 2 ヶ月に 1 回 4 検体
- （2）実施期間：平成 27 年 10 月 1 日～12 月 31 日
- （3）採材場所：県内 CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

野生鳥獣放射性物質検査実施計画

平成27年9月 4日
環境生活部自然保護課

1 検査の趣旨

狩猟期間中（11月15日～2月15日）は県内で捕獲された野生鳥獣の肉を自家用として消費する機会が多くなることから、狩猟者の安心・安全を確保するため、野生鳥獣肉の放射性物質検査を実施する。

2 実施主体

環境生活部自然保護課

3 検査実施機関

千葉県衛生研究所

4 検査対象動物

イノシシ、カモ類（狩猟鳥）

※検査対象動物選定理由

- ・捕獲数が多く、狩猟者が食肉として利用する機会が多い。
- ・有害捕獲許可により、狩猟期前に当該鳥獣の肉を入手することが可能である。

5 検査対象放射性物質

セシウム134、セシウム137

6 検査検体

(1) イノシシ

印西市、市原市、睦沢町、長南町、いすみ市、富津市、南房総市

(2) カモ類

印西市、成田市、山武市

(3) 検体数

イノシシ7検体、カモ類3検体

【検査場所選定理由】

- ・過去に検査を実施した市町村（地域）を基本とする。
- ・農林水産部で検査実施対象の市町村は除外する。
- ・有害鳥獣駆除を実施している地域で、狩猟者の検査要望が高い地域（試料提供の協力が得られる地域）

※検査検体は県猟友会から提供してもらう。

7 実施時期

10月初旬（11月15日の狩猟解禁日までに狩猟者へ情報提供）

8 検査判明後の対応

- ・県ホームページで公表。
- ・狩猟者、関係機関、県議員等に対し、検査結果を周知するとともに、野生鳥獣肉の自家消費については慎重に対応するよう依頼。